

SBK (Samahan sa Barangay Kariya city) 会則

(名称)

第1条 この会の名称を、以下のとおりとする。

Samahan sa Barangay Kariya (サマハン サ バランガイ カリヤ)

略称：SBK

(事務所)

第2条 この会の事務局を、刈谷市東陽町1丁目32-2 刈谷市民交流センター1階（刈谷市民ボランティア活動センター）に置く。

(目的)

第3条 この会は、信条、宗教、仕事の種類の違い、親族などに関係なく、フィリピン人が日本でひとつになって暮らせるようにすることを目的とし、2019年10月20日設立する。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

(1) 日本での生活における知識、方法、経験について議論し、それらを共有する活動

(2) フィリピン人同士が助け合い、共感しあう、相互扶助をおこなう活動

(3) フィリピン人に悪い影響をもたらすような事柄を取り除く活動

(4) フィリピン人にとって大事な行事を祝う活動

(5) 日本人だけでなく、刈谷市で暮らす他の国出身人々について、広く理解し、関係を築く活動

(6) フィリピン人の文化、その他の才能、能力を誇りに思えるようにする活動

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を役員に提出するものとする。

(会費)

第6条 年会費は無料とする。

(退会)

第7条 会員は、退会する意思を役員に伝え、任意に退会することができる。

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1 人

(2) 副会長 1 人

(3) 事務局長 1 人

(4) 会 計 1 人

2 役員は、総会において選任する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、会を代表し、その活動を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

(3) 事務局長は、この会の事務的な職務を担う。

(4) 会計は、この会の活動にかかわる財産を管理する。

(資産)

第10条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 活動に伴う収入

(2) 助成金や寄付金品

(3) その他の収入

(総会)

第11条 この会の総会は、会員で構成し、年1回以上開催するものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 事業報告および収支決算

(2) 役員の選任または解任

(3) 会則の変更

(4) その他この会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

4 第2項に掲げる事項の決議には、出席者の2分の1以上の承認をもって行う。

(定例ミーティング)

第12条 定例ミーティングは、役員および会員で構成する。

2 定例ミーティングは、原則、毎月第3日曜日に開催し、この会の活動について検討や準備を行う。

(事業年度)

第13条 この会の事業年度は、1月1日に始まり、12月31日までとする。

(解散)

第14条 この会は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 正会員の欠亡

附 則

この会則は2019年10月20日から施行する。